

喫煙等承認申請書の概要及び提出方法等

届出書の概要

次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んでなりません。ただし、特に必要な場所において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りではありません。その場合には届け出が必要です。

喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んでならない場所

1. 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
2. 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席で床が不燃材料で造られた部分を除く。）
3. 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備がある客席を除く。）
4. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場で売場、展示部分及び公衆の出入りする部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のものの当該部分（喫煙にあつては、食堂の部分及び顧客のために火災予防上安全な喫煙設備を設けた部分を除く。）

5. キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、飲食店、旅館又はホテルに設けられた舞台
6. 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定により重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（当該場所において行われる伝統行事、宗教的行事及び生活に必要な行為にあっては、この限りではない。）

危険物品を持ち込んで서는ならない場所

1. 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の講習の出入りする部分（前記 1,2 及び 3 に掲げる場所を除く。）
2. キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの又は飲食店で、公衆の出入りする部分
3. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

その他

上記に掲げる場所に該当しない防火対象物で、臨時に指定場所と類似の用途に供されるものについては、当該用途に使用される期間に限り、指定場所とみなして規定を適用します。

届出方法等

届出時期

喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所で、当該行為を行う日の3日前まで。

届出先

当該場所を所轄する消防署

(詳しくは防火対象物に関する届出先を御覧ください。)

添付書類

- 見取図
- 配置図
- 使用又は持込み場所の略図

必要に応じて、その他の図面等の添付を求める場合がありますので、届出先に御確認ください。

